

地方分権改革関連の動き

<区側資料 1 - 1> 第 27 次地方制度調査会答申

<区側資料 1 - 2> 第 28 次地方制度調査会答申

<区側資料 1 - 3> 地方分権改革推進法の概要について

<区側資料 1 - 4> 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方（概要）
地方が主役の国づくり 地方分権改革推進委員会（H19.5.30）

<区側資料 1 - 5> 道州制ビジョン懇談会の概要について

第 2 7 次地方制度調査会

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」

(H15.11.13) 抜粋

第 1 基礎自治体のあり方

1 地方分権時代の基礎自治体の構築

(1) 地方分権時代の基礎自治体

(前 略)

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

(後 略)

第 3 広域自治体のあり方

1 変容を求められる都道府県のあり方

(前 略)

近年においては、経済のグローバル化、産業構造の変化などを背景として、広域の圏域における戦略的かつ効果的な行政の展開が求められるようになっており、また市町村の規模・能力が拡大しつつある中であって、広域自治体としての都道府県のあり方が改めて問われるようになってきている。

第 28 次地方制度調査会
「道州制のあり方に関する答申」
(H18.2.28) 抜粋

第 3 道州の基本的な制度設計

1 道州の位置づけ

広域自治体として、現在の都道府県に代えて道又は州（仮称。以下「道州」という。）を置く。地方公共団体は、道州及び市町村の二層制とする。

道州は、基礎自治体たる市町村と適切に役割分担しつつ、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

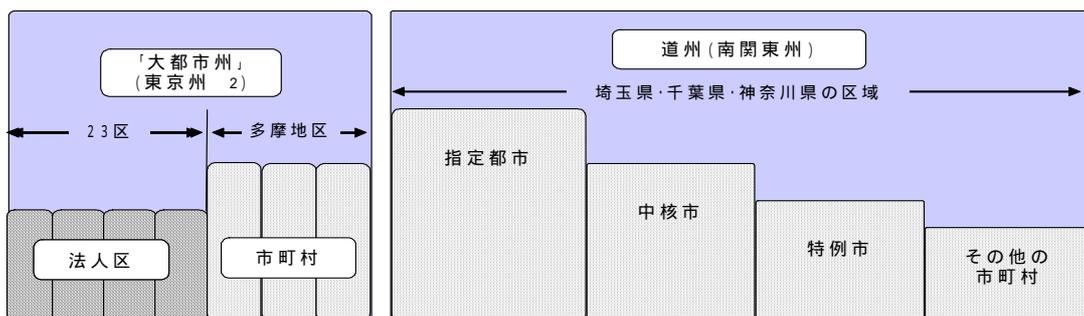
2 道州の区域

(4) 東京圏に係る道州の区域

東京圏においては、人や企業の活動圏や経済圏が都県の区域をはるかに越えて拡大しており、道州制の導入により広域的な行政課題に的確に対応する観点からは、東京都及び周辺の県の区域を合わせて一の道州とすることが基本となる。

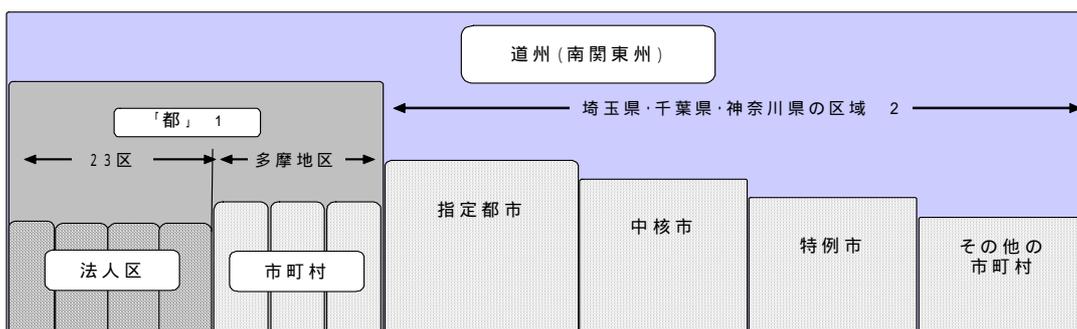
一方、東京圏に係る道州については、その中心部が有する大都市等としての特性に応じた事務配分や税財政制度等の特例を設けるだけでなく、これに加えて区域に関して特例的な取扱いをするという考え方もあり、例えば、東京都の区域（又は現在特別区の存する区域等）のみをもって一の道州（又はそれに相当する何らかの自治体）とすることも考えられる。この場合には、広域的な行政需要に対応するため、周辺の道州との広域連合など広域調整の仕組みを設けることが必要となる。

1 東京都の区域をもって「大都市州」を設置する 1



- 1 この場合、東京州と南関東州との広域連合を併せて置くこととするか。
- 2 東京州については、23区の区域のみをもって大都市州とすることも考えられる。

2 東京都の区域に引き続き「都」を設置する



- 1 「都」については、23区の区域のみを包括するものとするとも考えられる。
- 2 埼玉県・千葉県・神奈川県区域においても、特例的に「県」を設置することも考えられるか。

地方分権改革推進法の概要について

1 基本理念

地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、次の基本理念に基づいて行う。

- ・ 国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
- ・ 地方公共団体の自主性及び自立性を高める

ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進する。

2 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に策定・実施。地方公共団体は、行政運営の改善・充実に係る施策を推進。
- (2) 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進。
- (3) 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たり、地方公共団体の立場を尊重し、密接に連絡するとともに、国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずる。

3 地方分権改革の推進に関する基本方針

- (1) 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、次の措置等を講ずる。

地方公共団体への権限移譲の推進

地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化

地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化

- (2) 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、(1)の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討。
- (3) 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実等のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る。

4 地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成（閣議決定）。

5 地方分権改革推進委員会

- (1) 内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置。
- (2) 委員会は、委員 7 名をもって組織。委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
- (3) 委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告。

6 施行期日等

平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 3 月 31 日に失効。（3 年間の時限法）

地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方(概要)

地方が主役の国づくり
地方分権改革推進委員会(H19.5.30)

自治行政権、自治財政権、自治立法権を有する完全自治体を目指す取組み
地方分権改革は、国のあり方、国のかたちそのものにかかわる重要な政治改革
将来の道州制の本格的な導入の道筋をつけるもの

地方分権改革の目指すべき方向性

分権型社会への転換

- ・住民本位の分権型社会へ、抜本的な転換をはかる。
- ・行政のあり方を国民・住民がすべて自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない。

地方の活力を高め、強い地方を創出

- ・地方が主役となって考え、実行できる体制を作ることが不可欠である。
- ・民主導の地域再生を実現することで強い地方を創出することが可能となる。
- ・国は、そのための条件整備を積極的に行う。
- ・地方自治体は、地域再生に向けて地域経済基盤の強化を図る。

地方の税財政基盤の確立

- ・地方税財政全体の抜本的改革を進めなければならない。
- ・地域間の財政力格差の縮小をはかり、どの地域においても豊かな自治が実現される仕組みとする。
- ・東京等に税源が偏在している状況も念頭に置く必要がある。

簡素で効率的な筋肉質の行財政システム

- ・国の地方支分部局等の廃止・縮小をはかる必要がある。
- ・納税者の立場に立った身軽で機動的な地方自治体としていかなければならない。
- ・国、地方自治体を問わず、自ら積極的に行政改革を推進し、継続的に政策評価を実施していく必要がある。

自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に

- ・条例制定権を拡大して、首長・議会を本来あるべき政策決定機関に変え、自主経営を貫き、地方が主役となる。
- ・自主行政権、自主財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立する必要がある。

地方分権改革推進のための基本原則

基礎自治体優先	明快、簡素・効率
自由と責任、自立と連帯	受益と負担の明確化
透明性の向上と住民本位	

調査審議の方針

おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。
今秋に中間的な取りまとめを行う。
地方との意見交換等の実施により地方の実情を把握する。
改革の意義と効果を国民にわかりやすく示す。

< 調査審議事項 >

(1) 国と地方の役割分担の徹底した見直し等

ア 国と地方の役割分担の徹底した見直し

- ・ 住民生活に直結した行政分野において、徹底した役割分担の見直し
- ・ 国の地方支分部局等を廃止、縮小
- ・ 地方自治体の組織・定員のスリム化を推進

イ 権限移譲の推進

- ・ 国から地方へのさらなる権限移譲の推進
- ・ 都道府県からの移譲も含め、基礎自治体への権限移譲の推進

ウ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- ・ 個別法令による事務の義務付けの撤廃、緩和
- ・ 条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大

エ 関与の見直し

- ・ 個別法による関与の見直し
- ・ 法定受託事務を自治事務にすることや関与の縮小
- ・ 国庫補助負担金を通じた関与の見直し

オ チェックシステムの整備

- ・ 国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェックシステムの整備

(2) 地方税財政制度の整備

- ・ 地方税財源の充実確保、地域間の税収偏在の是正などの観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等を一体的に検討
- ・ 地方債を含め分権にかなった地方税財政制度を整備

(3) 地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策

- ・ 地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進
- ・ 行政の公正確保・透明性の向上
- ・ 住民参加の充実
- ・ 自己規律が働く自治体組織の改善

政府及び地方自治体に望むこと

政府は、委員会の勧告にもとづいた改革関連施策を確実に実施する。
政府は、地方分権の趣旨に沿わない施策を行わないようにする。
地方自治体は、住民の信頼を確保するとともに、行政能力向上の努力を継続する。

道州制ビジョン懇談会の概要について

1 趣旨

市町村合併の進展など社会経済情勢の変化により道州制の導入の検討が重要な課題になっていることを踏まえ、道州制の導入に関する基本的事項を議論し、「道州制ビジョン」の策定に資するため、特命担当大臣（道州制担当）の下に「道州制ビジョン懇談会」を設置する。

2 検討内容

道州制の導入に関する基本的事項

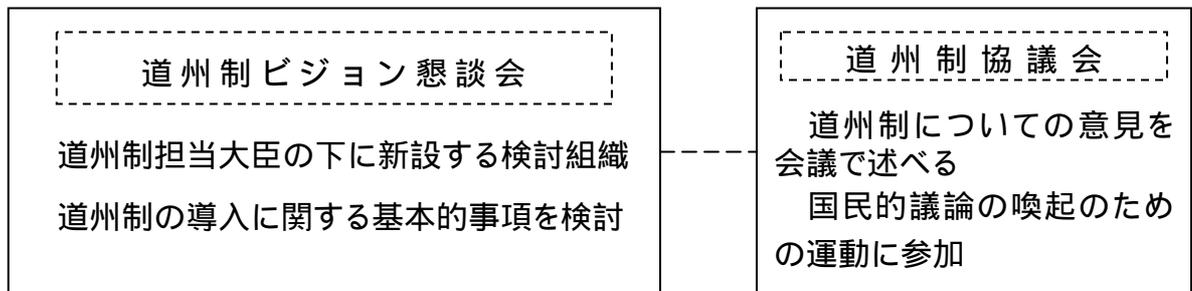
- ・道州制の導入により実現される地域社会、経済社会等の姿
- ・道州制の下における新しい国・地方の政府像 など

3 道州制協議会

道州制についての国民的議論の喚起のため、全国の各ブロックの経済界の代表を構成員とする道州制協議会を設置する。

- ・各ブロックにおいて道州制協議会メンバーが中心となって、ブロック協議会を設置する。
- ・ブロック協議会のメンバーが中心となってシンポジウムなどを開催し、一般参加者やパネリストと意見交換を行う。

4 道州制ビジョン懇談会の推進体制



5 検討スケジュール

平成19年2月より月1回程度開催し、平成19年度末までには道州制の理念や大枠に関する論点を整理した中間報告をまとめる予定。

<江口勝彦座長のコメント>

初会合で「道州制の導入が適当」とした第28次地方制度調査会答申について説明を受けたが、第1回終了後の記者会見で、「あくまでも参考で、これを出発点にしない。われわれとしてのスタンディングポイントを決めて考えていく」と発言した。